

かめろうき会報

令和2年6月号（第169号）



支部長着任のご挨拶

亀戸労働基準協会支部
支部長 池上 正 浩

亀戸労働基準協会支部、並びに会員事業場の皆様方には、常日頃より当支部の活動や運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この度の役員改選におきまして、本年度から当支部の支部長を仰せつかることになりました 株式会社フジクラの池上でございます。何分、このような大役には不慣れでございますので、行き届かぬことが多々あるかと存じますが、何卒よろしく願い申し上げます。

ご挨拶に先立って、COVID-19でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表すると同時に、過酷な労働環境の中でこの疫病と日々懸命に闘ってくださっているすべての医療従事者に、心からの敬意と感謝の気持ちを捧げたいと思います。また、昨年の台風などによる風水害で被災された皆様方にお見舞いを申し上げ、一日も早く従来のある生活を取り戻されますよう心からお祈り申し上げます。

さて、振り返りますと昨年は、当支部にとって大きな転換の年でありました。昭和22年以来、亀戸労働基準協会として労働基準行政当局や地域事業場からのご信頼の下で、公益事業活動を継続してまいりましたが、令和元年7月1日を以って公益社団法人東京労働基準協会連合会の支部として組織統合されました。今年はこの統合を生かして、事業活動の一層の活性化と会員メリットの増大を図っていかねばならないと心している次第でございます。また、当支部は前年度に引き続き会員数が減少しておりますので、その歯止めにも繋げたいと思います。

一方社会に目を転じますと、現在わが国は、デジタル革命や働き方改革、同一労働同一賃金、少子高齢化や雇用延長など、大きな労働環境の変化や多くの懸案事項に直面しています。また、近年は自然災害の頻発と激甚化も顕著です。それに加えて米中貿易摩擦の激化などが要因で、世界経済の不透明感が強まっております。そこに今回のコロナ禍です。第二次世界大戦後最悪の景気後退の可能性が声高に語られる世界経済ですので、国内の働く人々を取り巻く環境の悪化は本当に心配です。

このような深刻な社会状況であるからこそ、当支部は亀戸労働基準監督署との連携を密にしてご指導を賜りながら、会員事業場の皆様と情報を共有し、労働基準行政における重点対策の推進支援、社会保険関係法の周知、労働環境に関する整備施策の推進支援などへの取り組みを進めてまいり所存です。あらためて関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。着任のご挨拶に代えさせていただきます。

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますので、裏面もあわせてご参照ください。

《申告期限》

従来	延長後
令和2年6月1日 ～同年7月10日	令和2年6月1日 ～同年8月31日

《納付期限》

全期・第1期	従来	延長後
	令和2年7月10日	令和2年8月31日
第2期	令和2年11月2日	令和2年11月16日
第3期	令和3年2月1日	令和3年2月15日

なお、延納（分割納付）をしている場合の第2期以降の納付期限については従来どおりとなります。

個別事業場	事務組合
令和2年11月2日	令和2年11月16日
令和3年2月1日	令和3年2月15日

労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することが可能です。また、労働保険料等の納付については口座振替や電子納付が便利です。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて^(※1)概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること^(※2)
「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。

※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください^(※3) ^(※4)。
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等^(※5)を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。））
※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
※5 同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

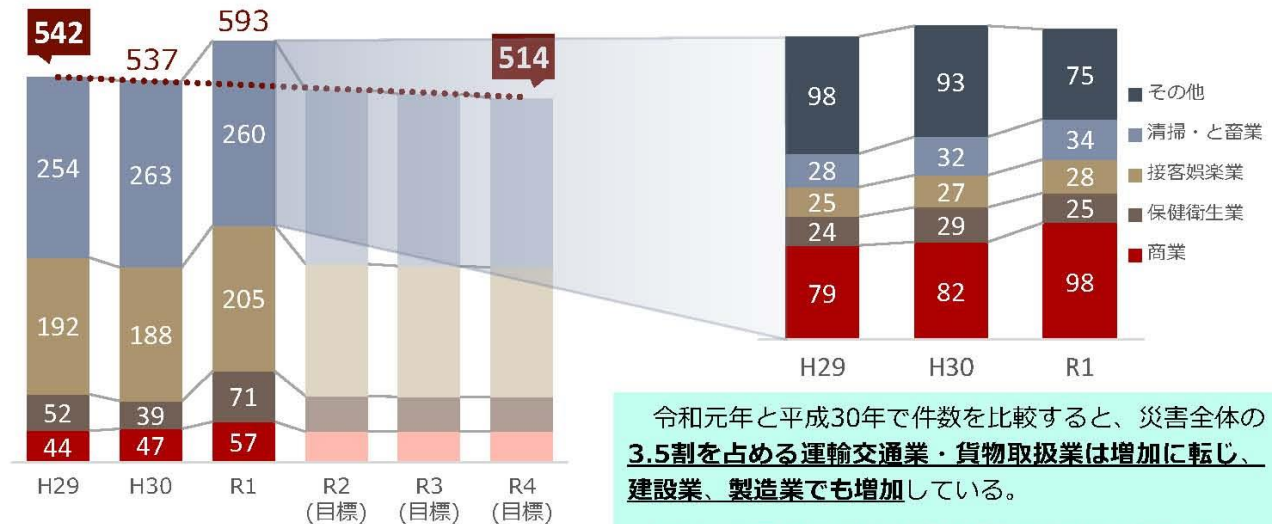


亀戸労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (R2.6)



令和元年の休業4日以上の労働災害は、平成29年に比べ51人の増加（増加率+9.4%）、平成30年に比べ56人の増加（増加率+10.4%）となっている。**死亡災害はゼロであった。**

業種別の死傷災害発生状況（13次防期間中）

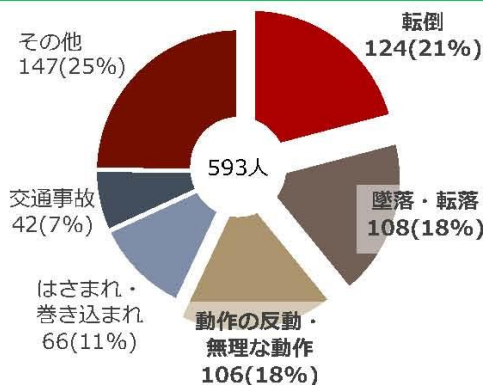


令和元年と平成30年で件数を比較すると、災害全体の**3.5割を占める運輸交通業・貨物取扱業は増加に転じ、建設業、製造業でも増加している。**

また、第三次産業全体ではわずかに減少しているが、**商業では大きく増加している。**

*：第13次労働災害防止計画（13次防）では「死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少」させること等を目標に掲げている。

事故型別の死傷災害発生状況（令和元年）



業種別の死亡災害発生状況（平成27年～令和元年）



事故の型では、**転倒と墜落・転落、動作の反動・無理な動作で全体の半分以上を超えている**ほか、はさまれ・巻き込まれや交通事故も高い割合にある。

亀戸労働基準監督署管内の主な死亡災害 (平成27年～令和元年)

年月	業種	事故の型	起因物	職種	年代	経験年数	災害の概要
27年 3月	鉄道軌道 水運航空 業	交通事故 (その他)	その他の乗物	車両等検査、 整備作業	40歳代	20～30年	ヘリコプターを使用し資材の運搬を行い、当該資材の荷下ろし完了後、燃料補給のため飛行中、 ヘリコプターが送電線に接触し墜落 した。
27年 3月	道路貨物 運送業	飛来、落下	荷姿の物	貨物自動車 運転者	70歳以上	～1年	トラックの荷台に積載していたキャスター付き冷凍ボックスを卸す作業を行っていたところ、荷台に積載していた 冷凍ボックスのうち1個が荷台の上を滑動して荷台から外に落下 し、当該冷凍ボックスが 被災者の腰部を強打 した。
27年 8月	その他の 商業	墜落、転落	はしご等	事務員	60歳代	10～20年	取引先等を招待した会社主催のバーベキュー大会の準備で、被災者は会場である会社敷地内に設置されていたポールにはしごを立てかけてちょうちんを取り付ける作業を行っていたところ、当該 ポールが折れ被災者が高さ約4メートルの位置から墜落 した。
28年 5月	土木工事業	墜落、転落	移動式クレーン	土工	30歳代	1～5年	水門の耐震補強工事において、切断したコンクリート製の戸当たりの一部にアンカーボルトを打ち込み、クレーンを用いて吊り上げ、旋回しようとした際に、アンカーボルトが抜け吊っていたコンクリート製戸当たりが足場を直撃した。コンクリート製戸当たりの 直撃により、足場作業床が外れ開口部となった箇所から、被災者1名が約1.2m下に墜落 し死亡、他1名が足を打撲した。
29年 5月	道路貨物 運送事業	墜落、転落	移動式クレーン	移動式クレーン 運転者	70歳以上	10～20年	足場仮設材を引き取るため、トラッククレーンで建設現場に入場した被災者が、トラッククレーンへ荷の積み込みを終えた後、 荷の上で作業を行っていたところ、地上から高さ約2.5mの地上面へ墜落 した。
29年 8月	その他の 建設業	墜落、転落	その他の装置、 設備	作業員・ 技能者	60歳代	30年～	清掃工場天井クレーンの部品を溶接していたところ、火花がクレーンのバケット上に堆積していたゴミに引火し、 クレーンのガーター上で作業していた被災者が、コンクリート床面に墜落 した。
29年 10月	道路貨物 運送業	飛来、落下	機械装置	運転者	30歳代	1～5年	鉄製のかごに入れた機械の部品を降ろすため、トラックのゲートリフターを降下させたところ、 かごの中の荷が倒れ、かごを押し上げていた被災者が下敷き となった。
29年 11月	鉄道軌道 水運航空 業	交通事故 (その他)	その他の乗物	車両等検査、 整備作業	20歳代	1～5年	被災者はヘリコプターで建設資機材を運んだ後、ヘリポートに向かう途中、搭乗していた ヘリコプターが墜落 した。
					20歳代	5～10年	
					50歳代	20～30年	
29年 12月	貨物自動車 運送業	はさまれ、 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み等機械	特殊自動車 運転者	25歳～ 30歳	1～5年	被災者は、車両洗車のため工場構内を歩いていたところ、 トラクター・ショベルにはね られた。
30年 5月	その他の 建設業	激突され	トラック	作業員・ 技能者	30歳代	1～5年	被災者は、外国に係留中の貨物船内において、コンテナ内の温度管理業務中、コンテナ受け木の整理のためにかがんで作業を行っていたところ、 後退してきたトレーラーと船内の柱との間にはさま れた。
30年 6月	造船業	感電	アーク溶接装置	船舶ぎ装工	40歳代	1～5年	被災者は、艀装船の内部で、他の労働者が行う配管の アーク溶接作業の補助作業 をしていたところ、 感電 した。



亀戸労働基準監督署

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ [新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照](#)

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類
810001 131111234560000000		医療、福祉業
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)		
カナ コウセイカイロウドウビョウイン		
漢字 医療法人 厚生会 労働病院		
工事名		
職員記入欄		
被災者の氏名(姓と名の間は1文字空けること)		
カ ナ ロウドウ タロウ		
漢 字 労働 太郎		
傷病		
新型コロナウイルス感染による肺炎		
傷病部位		
呼吸器		
被災地の場所		
勤務地内		
災害発生状況及び原因		
救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。		
報告書作成者		
事務長 厚生 太郎		
事業者職氏名		
医療法人 厚生会労働病院 病院長 安衛 法子		

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。

陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。

記載例のとおりに記入してください。
※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。

感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。

感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。

事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。

記名・押印に代えて、署名によることができます。

令和2年 4月10日

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死にすることもある病気です。

熱中症が起るのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。放射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を要測しましょう。
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。要測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を逃がすための物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要で、WBGT測定器（例）
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所やむを停ずる作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか？

<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を早ましましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を涼しく冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合は、備用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上の休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

<input type="checkbox"/>	作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が乾くなどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなる場合があります。
<input type="checkbox"/>	トイレに行くにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

<input type="checkbox"/>	熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
<input type="checkbox"/>	石綿除去等作業や放射性じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を修正し、より涼しい環境で作業をマスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていないませんが、負荷の大きい作業などで暑苦しいときは、こまめな休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかりと着用を。
<input type="checkbox"/>	作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

<input type="checkbox"/>	糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づき就業上の措置の徹底を。基礎疾患の有無の確認を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。
<input type="checkbox"/>	日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

<input type="checkbox"/>	熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。
<input type="checkbox"/>	労働者にも、体調の異常を正しく認識できるように、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。

⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

<input type="checkbox"/>	緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。
<input type="checkbox"/>	熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安降中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I度	II度	III度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋力の疲労、大量の発汗	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	中	大

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

表1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度 (代謝率レベル) の例	WBGT基準値	
		熱に順化している人 (°C)	熱に順化していない人 (°C)
0 安静	◆安静 ◆楽な座位 ◆軽い手作業 (書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手と腕の作業 (小さいペンチ、ツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と足の作業 (普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル (小さい部分) ◆フライス盤 (小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちよつとした歩き (速さ3.5km/h)	33	32
1 低代謝率	◆継続した頭と腕の作業 (くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業 (トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両) ◆腕と脚の作業 (空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつこい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草取り、車庫や野営を繰返す) ◆軽量の荷車や手押し車を押し回したり引いたりする ◆3.5~5.5km/hの速さで歩く ◆散歩	30	29
2 中代謝率	◆強度の腕と脚の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆大ハンマー作業 ◆草刈り ◆硬い木にかなをかけたりのみで彫る ◆5.5~7.5km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押し回したり引いたりする ◆コンクリートブロックを積む	28	26
3 高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシヤベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	25	23
4 極高代謝率		23	20

※この表は、日本産業規格Z8504 (人間工学-WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
※熱に順化していない人とは、「作業する朝の間に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表2. 衣類の組合わせによってWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 (長袖シャツとズボン)	布 (織物) 製のつなぎ服	二層の布 (織物) 製のつなぎ服	SMSポリプロピレン製のつなぎ服	ポリオレフィン布製のつなぎ服	限定用途の蒸気不透性 (不透透性) つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值 (°C)	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透透性 (不透透性) 防護服に使用しない限り、
※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表3. 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
熱中症の症状※	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法※	◆WBGT値 (高味、基準値に基づく評価) ◆作業環境管理 (WBGT値の低減、休憩場所の整備など) ◆作業管理 (作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡視など) ◆健康管理 (健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認など) ◆労働衛生教育 (労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法) ◆熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例	15分

※ 熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

表4. 労働者向けの労働衛生教育 (雇入れ時または新規入場時)

事項	範囲
熱中症の症状	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動 (熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、日常の健康管理など)
緊急時の救急処置	◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例

※ 下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

[<もっと詳しく!>](#)

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策 [検索](#)

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

令和2年度定期支部会員総会報告

令和2年度定期支部会員総会が、新型コロナウイルス感染拡大のため、出席予定者から縮小して開催することに同意を得、委任状の提出をいただき開催されました。

- 第1号議案 令和元年度事業報告並びに収支決算承認に関する件
- 第2号議案 令和元年度収支決算による残金処分に関する件
- 第3号議案 令和2年度事業計画並びに収支予算承認に関する件
- 第4号議案 代議員選出承認に関する件
- 第5号議案 役員改選に関する件全議案について原案通り確認されました。

令和2年度定期支部会員総会議事報告

令和2年度定期支部会員総会に提出した議案につきまして、確認されました令和2年度事業計画等についてご報告いたします。

令和2年度事業計画

事業方針

- 1 令和2年度労働基準行政の重点対策の推進への支援
- 2 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法等の社会保険関係法の周知
- 3 労働条件の確保・仕事と生活との調和のとれた働き方を可能とする労働環境の整備等の施策への支援
- 4 労働災害の防止及び健康の確保に関する講習会・説明会の開催
- 5 全国安全週間及び全国労働衛生週間の説明会の開催
- 6 健康づくりをはじめとする心身の健康管理のための施策への支援
- 7 中小企業事業場における労務管理及び安全衛生管理体制の近代化指導への支援
- 8 会員の入会促進
- 9 会報の編集発行

令和2年度主要行事計画

令和2年4月1日～令和3年3月31日

亀戸労働基準協会支部

	事業名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	開催内容
1	会計監査	○												令和元年度会計監査
2	幹事会	○												議案審議
3	定期総会		○											議案審議
4	賀詞交歓会										○			新春賀詞交歓会
5	雇入時安全衛生教育研修	○												安全衛生教育、ビジネスマナー
6	新規労務担当者講習会			○										労基・安全衛生・労災・雇用・関係法・手続等
7	人事労務・厚生担当者実務講習会			○	○									健康保険・厚生年金・雇用保険関係法・手続関係等について
8	労基法セミナー							○						労働基準法関係
9	KYT講習会											○		労働基準法関係
10	労災保険実務担当者講習会											○		労災保険給付について
11	全国安全週間における安全セミナー			○										令和2年度全国安全週間実施要項説明会
12	労働衛生セミナー						○							令和2年度全国労働衛生週間実施要綱説明会
13	江東地区安全衛生推進大会								○					安全衛生の推進 優良事業場の表彰
14	会報発行	○		○			○			○	○			啓蒙宣伝

亀戸労働基準協会支部役員 名簿

(令和2年5月現在)

役員名	会社名	役職名	氏名
支部長	株式会社フジクラ	安全衛生特命顧問	池上正浩
副支部長	株式会社 I H I	人事部本社人事グループ部長	宮田真
副支部長	トーヨーカネツ株式会社	総務部長	寺川理之
副支部長	株式会社竹中工務店東京本店	専門役	奥田健史
幹事	株式会社吉野工業所	総務部長	大坪正一
幹事	共立機械株式会社	代表取締役	水谷彬
幹事	東洋リネンサプライ株式会社	代表取締役	松本光史
幹事	一般社団法人東京都江東産業連盟	専務理事	塩田孝夫
幹事	東洋埠頭株式会社豊洲営業所	所長	鈴木尚
幹事	日進運輸株式会社	代表取締役	齊藤雄一
幹事	東京電力パワーグリッド株式会社 江東支社	支社長	榎本毅
幹事	大蔵工業株式会社	代表取締役	藤井達也
幹事	株式会社 若洲	総務部長	渡瀬真樹
幹事	伊藤製パン株式会社 砂町工場	砂町工場長	本山幸一
幹事	株式会社サクシオン瓦斯機関製作所	取締役総務担当	武田三郎
幹事	セイコータイムラボ株式会社	代表取締役	西川泰樹
幹事	結城運輸倉庫株式会社	取締役管理本部長	杉山隆嘉
幹事	株式会社太田製作所	代表取締役専務	四ツ谷政博
幹事	五栄土木株式会社	安全環境部長	中村宣祐
会計幹事	株式会社 L I X I L	人事部長	中垣淳
会計幹事	東京ベイネットワーク株式会社	取締役	井守正樹
顧問	株式会社竹中工務店東京本店	専門役	石田泰巳

行事予定

- 1 労働衛生セミナー
日 時 令和2年9月10日(木)午後(カメラプラザ 3階ホール)
- 2 江東地区安全衛生推進大会
日 時 令和2年11月17日(火)午後(カメラプラザ 3階ホール)

- 1 第17回 東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2020
- 2 第79回 全国産業安全衛生大会 in 札幌

新型コロナウイルス感染問題の拡大とその収束時期が不明確であることから、中止となりました。

発 行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部
〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

T E L 5 6 2 7 - 9 9 3 3

F A X 5 6 2 7 - 9 9 3 9

Eメールアドレス kame-roukikyuu@mbr.sphere.ne.jp